

米軍普天間飛行場所属MV-22 オスプレイの部品落下事故に関する意見書

去る8月12日午後9時半頃、普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイが、キャンプシュワブとキャンプハンセンにまたがる中部訓練場と同飛行場との間を飛行中に重さ約1.8キログラムのパネルと、フェアリングと呼ばれる覆いを落下させた。米側は事故発生から1日近く経った13日夕方に日本政府に通報し、具体的な落下地点は「不明」と説明している。

先月7月13日には、普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターが沖縄県渡名喜村沖の海上に鉄製コンテナ1台を落下させる事故を発生させており、これに対し本市議会も同月30日付で事故に関する意見書及び抗議決議を可決した。これまでも事故が起こるたびに関係機関に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めてきたが実行されることはなく、前回の事故から約1か月も経たない間に再び事故が発生した。

毎月のように事故が発生している現状に対し、基地運用が機能不全に陥っていると指摘せざるを得ず、激しい怒りを禁じえない。また、事故発生から1日を要した今回の連絡の遅れは、市民・県民に対する安全軽視の表れであり、断じて容認できない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、MV-22 オスプレイによる部品落下事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること。
- 一 米軍機による事故等が発生した際、関係自治体等に対し速やかに情報提供を行えるよう、日米双方の連絡体制を構築すること。
- 一 実効性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。
- 一 再発防止策が講じられるまでの間、同型機による飛行訓練を中止すること。
- 一 普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月20日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長